

平成 28 年度入札・契約制度の改正について

平成 28 年度の建設工事にかかる入札・契約制度について、以下のとおり改正しましたのでお知らせします。なお新制度は、平成 28 年 6 月 1 日以降に、公告又は指名通知を行う分から適用いたします。

1. 工事費内訳書の運用

すべての建設工事の一般競争入札及び指名競争入札において、入札時に工事費内訳書の提出を必要としており、その運用は、高知県の取扱いに準じて入札執行していましたが、今後は下記のとおり取り扱いを改めます。

詳しくは、別添ファイル「工事費内訳書について（改正版）」をご確認ください。

【主な変更点】

変更前	変更後
金額に応じて、内訳として「工種、種別、細別」を記載する。	金額にかかわらず、工種まで（建築工事は種目まで）を記載する。
契約締結時に提出する請負代金内訳書の提出は不要。	契約締結時に、請負代金内訳書の提出を必要とする。

2. 落札予定者第 1 位～第 3 位の廃止

事後審査型一般競争入札の際には、落札予定者第 1 位～第 3 位の決定をしておりましたが、今後は落札予定者 1 者を決定することとします。

落札予定者に資格がなかった場合、または契約に至らない等の場合には、次順位者がその候補となり、別途契約担当者が次順位者に連絡します。次順位者が 2 者以上あるときは、別途くじにて落札予定者を決定することとします。

（次順位者：予定価格と最低制限価格の範囲内で、落札予定者の次に安価な入札をした者。）

3. 最低制限価格の引き上げ

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(H28.3.18 最終改正)の改正を受け、本市においても、最低制限価格の算定方法の見直しを行います。

設定する範囲については、従来どおり、予定価格の2/3～9/10の範囲で変更はありません。

4. 前払金の請求金額を千円単位まで可能とする

工事請負契約にかかる前払金について、請求金額は十万円単位として運用をしていましたが、今後はこれを、千円単位での請求を可能とします。

5. 競争入札心得、制限付き一般競争入札実施要綱の改正

上記1、2の改正に伴い、南国市競争入札心得及び南国市制限付き一般競争入札実施要綱を一部改正しました。

平成28年5月末日
南国市財政課